

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年2月27日
【事業年度】	第9期（自平成18年1月1日至平成18年12月31日）
【会社名】	株式会社ダヴィンチ・アドバイザーズ
【英訳名】	K.K. DaVinci Advisors
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 金子 修
【本店の所在の場所】	東京都中央区銀座六丁目2番1号
【電話番号】	03(6215)9700
【事務連絡者氏名】	取締役チーフ・フィナンシャル・オフィサー 荒川 貴次
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区銀座六丁目2番1号
【電話番号】	03(6215)9865
【事務連絡者氏名】	取締役チーフ・フィナンシャル・オフィサー 荒川 貴次
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年3月30日に提出いたしました第9期（自平成18年1月1日至平成18年12月31日）の有価証券報告書の記載事項の一部に追加記載を要する事項がありましたので、これを訂正するために有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

(2) コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

3【訂正箇所】

訂正箇所には、下線を付しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(2) コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

(訂正前)

～ <省略>

(訂正後)

～ <省略>

株主総会特別決議の要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、機動的な事業遂行を可能にすることを目的とするものです。

取締役会決議による自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、機動的な資本政策を実施することを目的とするものです。

取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役が期待される役割・機能を十分に発揮できるようにすることを目的とするものです。

監査役の選任の決議要件

当社は、監査役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

監査役の実任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。これは、監査役が期待される役割・機能を十分に発揮できるようにすることを目的とするものです。